

# 「船内騒音測定技術者 登録制度」のご案内

一般財団法人 日本建築総合試験所

～ ～ 講習会を受講し合格された方は全員、自動的に登録されます。 ～ ～

## 登録制度の目的

- ・「船内騒音測定技術者講習会」を受講し合格された方が、測定技術者として必要な力量を今後も維持し、船内測定業務の公平性と信頼性が確保されることを目的とする制度です。

## 登録の対象者、登録の方法

- ・当法人が主催する「船内騒音測定技術者講習会」のすべての講義を受講し、講義内容に対する理解度確認テスト（筆記及び実技）の結果が「合格」であった方全員が登録の対象者です。
- ・対象者は全て「船内騒音測定技術者」として登録させていただきます。手続きは不要です。

## 登録者のメリット

- ・登録者の個人名および登録番号を記した「登録証」を当法人より発行します。  
登録証は、証書（A4サイズ）・カード（名刺サイズ）の2種類があります。  
登録証の記載内容は見本をご参照下さい。初回の登録有効期間は5年間です。
- ・登録証により、船内騒音測定に必要な力量を有していることを対外的に証明できます。
- ・船内騒音測定の力量維持のために必要な最新情報を受け取ることができます。  
情報の例：講義内容の追加や修正事項、船内騒音コードに関連した最新情報
- ・登録後3年目のサーベイランスを通じて、騒音測定技術の定着を図ることができます。
- ・国土交通省および日本海事協会へ毎年、最新の「全登録者一覧表」を提出しています。

## 登録者の義務

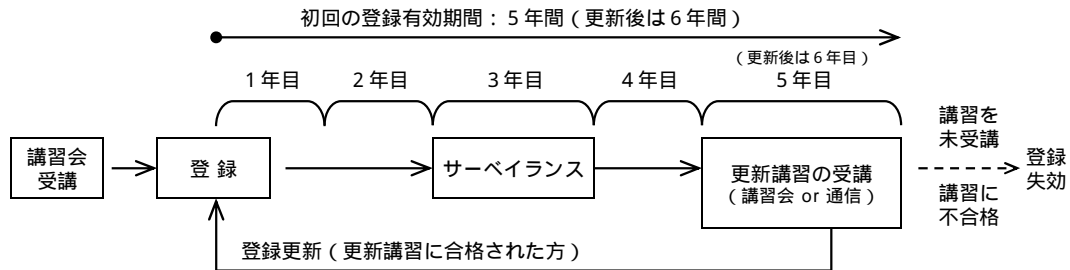
- ・船内騒音測定業務の公平性および信頼性を確保するように努める義務があります。
- ・登録者が船内騒音測定業務の公平性または信頼性を著しく損なう行為を行ったことが公に確認された場合、登録は抹消され、登録証を返却して頂きます。
- ・登録後3年目に実施されるサーベイランスを必ず受講して頂きます。
- ・本制度の登録及び維持のため、講習会申込書の情報を利用することに同意して頂きます。

## サーベイランスについて

- ・登録後3年目に、通信手段によるサーベイランスを受講して頂きます。費用は無料です。  
指定された期間内に受講されなかった場合には、一時的に登録が失効し、登録有効期間の満了を待たずに「全登録者一覧表」から氏名が削除されます。
- ・サーベイランスの受講を通じて、必要な力量が維持されていることを確認するとともに、実務上の疑問点や不安点などを解決して頂き、騒音測定技術の定着を図ることができます。
- ・登録後3年目に該当する方には10月頃、当法人からEメールにてサーベイランスに係る連絡事項を送信いたします。その内容に従ってサーベイランスを受講して下さい。  
(連絡事項のEメールは、登録されているEメールアドレス宛でお送りします。)

## 登録の更新

- ・初回の登録有効期間（5年間）の満了時に、現登録の維持・更新を希望される場合、登録有効期間の最終年度に「更新講習」を受講して下さい。更新講習に合格した方には、更新した登録証が発行されます。更新後の登録有効期間は、再登録日を起点に6年間です。
- ・登録～サーベイランス～更新講習～登録更新の一連の流れは下図の通りです。



注1：更新講習は、登録者のご都合により前倒して受講することも可能です。なお、前倒して受講された場合の更新登録日は、受講の翌年度4月1日付になります。

注2：更新講習を受講されない場合は、登録有効期間の満了時に登録が失効します。一度登録失効された方が再度登録するためには、次年度以降の更新講習を受講した後に再登録されます。

注3：更新後の登録有効期間は、再登録日を起点に6年間です。

注4：更新後は、登録有効期間（6年間）の満了時まで次の更新講習を受講して下さい。

- ・毎年9月頃に、「登録有効期間が残り2年以内」となった登録者へ、Eメールにて受講申込みのご案内をお知らせいたします。ご案内に従って、手続きをお願いします。

## 更新講習の「講習会コース」と「通信コース」について

- ・更新講習には、「講習会コース」と「通信コース」があります。「講習会コース」はどなたでも選択できます。「通信コース」は船内騒音測定の実務経験の要件を満たす方のみ選択できます。

講習会コース.....会場にて更新講習会を受講して頂き、力量の維持を確認します。

通信コース.....Eメール等を利用し、通信手段により力量の維持を確認します。

- ・各コースの詳細は、登録後にお知らせする「登録者専用ホームページ」にてご案内します。

## 更新講習「通信コース」選択のための実務経験の要件

- ・「登録後5年間に10隻以上の船内騒音測定の実務経験を有すること」が要件です。
- ・対象となる船舶は SOLAS 船内騒音コード適用船舶に限ります。
- ・船内騒音測定技術者の有資格者として実施した業務のみが実績対象となります。

初回の更新に限り「直近2年間に4隻以上」でも代替可能とします。

更新登録後は「更新登録後6年間に10隻以上...」と読み替えます。

通信コースを選択する場合、申込時に別紙（様式1：実務経験証明書）の提出が必要です。

同要件を満たす場合でも、ご希望によって「講習会コース」を選択することも可能です。

## 登録制度に関する問合せ先

（一財）日本建築総合試験所 研修課（〒565-0873 大阪府吹田市藤白台 5-8-1）

E-mail.noms@gbrc.or.jp , Tel.06-6834-4775（直通） Fax.06-6872-0413

登録番号：NMS1-●●●●●●●●  
(Registration No. : NMS1-●●●●●●●●)

有効期限：●●●●●●●●●●  
(Valid until ●●●● ●●, ●●●●)

# 登録証

## CERTIFICATE OF REGISTRATION

▲▲▲▲  
Name : ▲▲▲▲▲▲▲▲

上記の者は船内騒音コード（MSC.337(91)）の3.2節において規定される船内騒音測定力量を有しており船内騒音測定技術者として登録されていることを証します。

This is to certify that the above person was found to have competence in noise measurements stipulated in Section 3.2 of Resolution MSC. 337(91) and was registered as a "Technical Expert for Noise Measurement on Board Ships" to General Building Research Corporation of Japan.

発行日：●●●●●●●●●●  
Date of issue : ●●●●, ●●●●

法人印  
一般財団法人 日本建築総合試験所  
General Building Research Corporation of Japan

理事長 上谷 宏  
Board Chairman : Koji UETANI

